

松江市告示第420号

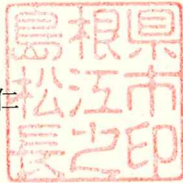
市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条
第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間
一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

松江市長 上 定 昭 仁



路線 番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間 起 終 点 点	供用開始日	図面 番号	備考
15096	久 米 谷 線	松江市法吉町字久米831番1地先 " " " 820番3地先	2025/12/	1	